大和町農地の現状変更届出指導要綱

（目的）

第１条　この要綱は、町内の農地で行われる現状変更について、必要な事項を定めることにより、その農地の生産性の向上と適正な利用を図ることを目的とする。

（対象等）

第２条　この要綱において現状変更とは、農地を農地として利用するため、耕作可能な土質による盛土、切土など何等かの改良工事を加えることで、次に掲げる要件を満たすものをいう。

(1) 農地所有者又は耕作者の意思により行う（請負による場合を含む）ものであること。

(2) 従前耕作土と同等以上の土質によるものであること。

(3) 盛土の高さが、農地に進入する道路の高さから 20 ㎝以内であること。ただし、水田においては畦畔高を含めて 50 ㎝以内とする。

(4) 面積が概ね 3,000 ㎡以内であること。ただし、一枚の農地である場合は、この限りでない。

(5) 工事期間は、原則として耕作期間にかかることのない短期間(概ね６月以内)であること。

２　面積及び工事期間が前項の規定により難い場合は、事前に大和町農業委員会（以下「委員会」という。）と協議するものとする。

３　第１項各号の規定に該当しないものは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）による農地転用扱いとする。

（届出の範囲等）

第３条　現状変更を行おうとする者（土地所有者又は耕作者）は、事業実施前に農地の現状変更届出書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 登記事項証明書（全部事項証明書かつ３月以内のものに限る。）

(3) 現状変更を行おうとする者の住民票

(4) 公図（写し）

(5) 計画平面図及び横断図

(6) 土砂搬入予定経路図

(7) 工事工程表

(8) 届出地の現況写真

(9) 耕作者が行う場合は、土地所有者の同意書

(10) 誓約書（様式第２号）

(11) その他、委員会が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、この要綱を適用しない。

(1) 土地改良法による土地改良事業を行う場合。

(2) 災害による復旧工事を行うなど、緊急を要する場合。

(3) 客土(20 ㎝以内)及び暗渠排水工事を行う場合。

(遵守事項)

第４条　届出者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 周囲の土地、用排水路等に影響を及ぼさないこと。

(2) 災害の発生を未然に防止し、万一発生した場合は、自己の責任において対処すること。

(3) 盛土には、農地環境を変えるような産業廃棄物等を混入しないこと。

(4) 盛土等は耕作に適する良質のものを用い、農地としての機能を高めること。

(5) 必要な場合は、関係法令等の手続きを行うこと。

(6) 工事期間中は、第５条に規定する現状変更届出済標を工事区域の見やすい場所に掲示すること。

(届出の受理)

第５条　農業委員会長は、届出があった場合、内容を審査の上受理し、現状変更届出済標（様式第３号）を交付するほか、速やかに委員会に報告するものとする。

(調査及び指導)

第６条　委員会は、現状変更の内容及び工事完了後の利用について調査を行い、次の各号の一に該当すると認められるときは、工事を停止若しくは促進すること、又は現状に回復することを指導するものとする。

(1) この要綱の規定に違反しているもの。

(2) 詐欺その他不正な手段によりこの要綱の規定による届出を行ったもの。

(3) その他、委員会が必要と認めたもの。

(完了報告)

第７条　現状変更が完了したときは、届出者は速やかに完了届（様式第４号）を委員会に提出するものとする。

(委任)

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は農業委員会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別　表

施　行　規　準

第１　共通事項

１．周辺対策

現状変更に当っては、粉じん、騒音、振動及び土砂等の流出等の防止対策を講じ、周辺環境を損なわないようにすること

２．囲い等（農業委員会が必要と認めた場合）

(1) 現状変更区域の周辺には、みだりに人が立ち入るのを防止することのできる囲いが設けられていること。

(2) 囲いは、原則として現状変更区域の全周囲に設けられていること。

(3) 囲いの構造等は、原則として風圧等により容易に転倒又は破壊されないものとすること。

(4) 出入り口は、原則として１箇所とすること。

３．地滑り及び地盤沈下防止

地盤の滑り又は現状変更区域内の沈下の恐れのある場合においては、現地調査、地質調査等により適正な措置を講じられていること。

４．現状変更区域と隣接地との距離は、十分な保安距離を確保すること。

５．雨水等処理

雨水その他の地表水について、適正な処理が講じられていること。

６．防災等

届出者は、現場責任者を工事施工中配置させ、災害事故及び被害防止に万全を期すこと。

７．車両運行上の措置

(1) 現状変更区域の周辺における道路その他の公共施設の維持利用等に支障の無いよう必要な措置を講じること。

(2) 土砂等搬入経路が通学路の場合は、登下校時間帯の通行禁止等危険防止のために必要な措置を講じること。

第２　個別基準

１．盛土及び切土

(1) 隣接境界との段差は、必要最小限にとどめ、必要な場合には、土留等措置を講じ、安全を確保すること。

(2) 勾配は、30 度以下を原則とし、土砂等が崩壊しないようにすること。

(3) 盛土の高さ及び切土の深さは、必要最小限に止めること。

(4) 必要に応じ、法面の崩壊防止又は保護工を施すこと。

(5) 盛土は耕作に適する良質土を用いること。

(6) 盛土の調達先、運搬経路及び置場等を明確にすること。

(7) 切土の残土置場及び処分方法を明確にすること。

２．工事期間

現状変更の工事期間は、原則として耕作期間にかかることのない短期間とし、概ね６月以内に工事が完了すること。

３．その他の基準

事業を施行する場合は、この施行規準によるほか、関係法令を遵守すること。